

公園等の設置及び整備基準要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長岡京市まちづくり条例施行規則(平成 8 年長岡京市規則第 31 号。以下「規則」という。)第 20 条の規定により、事業者が整備する公園及び緑地(以下「公園等」という。)の設置基準及び整備基準について、必要な事項を定めるものとする。

(法令の準拠)

第 2 条 事業者は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)及び長岡京市都市公園条例(昭和 47 年長岡京市条例第 22 号)並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。)の規定に基づかなければならない。

(設置基準)

第 3 条 公園等の用地は、別表第 1 の基準により設置するものとする。ただし、市長が特別の必要があると認める場合についてはこの限りでない。

(整備基準)

第 4 条 公園等の用地に設置する施設や植栽等は、別表第 2 の基準により設置するものとする。ただし、市長が特別の必要があると認める場合についてはこの限りでない。

(完成図書等の提出)

第 5 条 市以外のものが整備し設置する公園等の引継ぎを行う場合は、別表第 3 に規定する完成図書等を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 7 日より施行する。

附 則

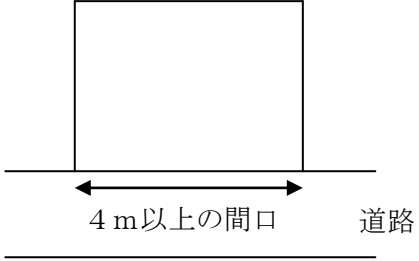
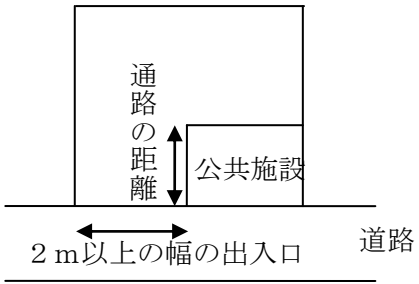
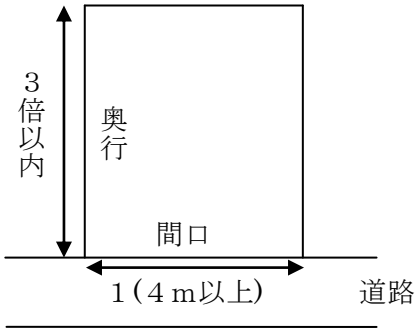
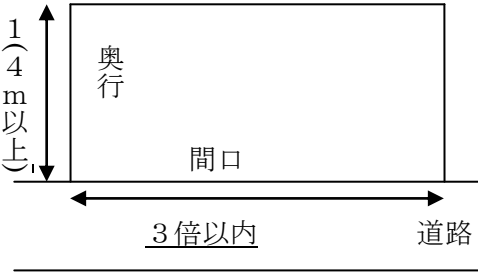
(施行期日)

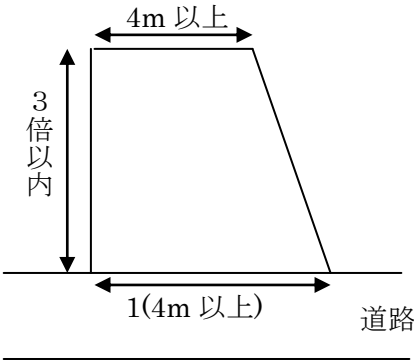
1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 長岡京市公園管理者は、この要綱による改正前に事前協議のあったものについては、従前の要綱による基準を適用することができる。

別表第 1 設置基準

設置基準	図
(1) 公園等の間口は、4m 以上公道に面していること。ただし、ゴミステーション等他の公共施設(以下「公共施設」という)の設置によって間口を 4m 確保できない場合は、法で定める基準以上とし、最低 1ヶ所は有効2m 以上の出入口の幅を確保すること。	
(2) 公共施設の設置によって公園等の入口に通路ができる場合は、通路の距離は、公共施設の距離以下とすること。	
(3) 公園等の敷地の平面形状は、正方形とすること。ただし、やむを得ず平面形状を正方形にできないときは、可能な限り長方形に類似した形状とすること。	
(4) 間口と奥行きの縦横比は、3 倍以内とし、有効に利用できる形状とすること。	
	

(5) 公園等の敷地の幅及び奥行は、4m 以上とすること。	
(6) 避難用に設置する通路と、公園等の敷地は兼ねないこと。	
(7) 開発地に隣接して既設の公園等がある場合については、新しく設置する公園等は、当該既設公園等に増設した公園等とし、整備すること。	
(8) 1つの開発地に1つの公園等とすること。	

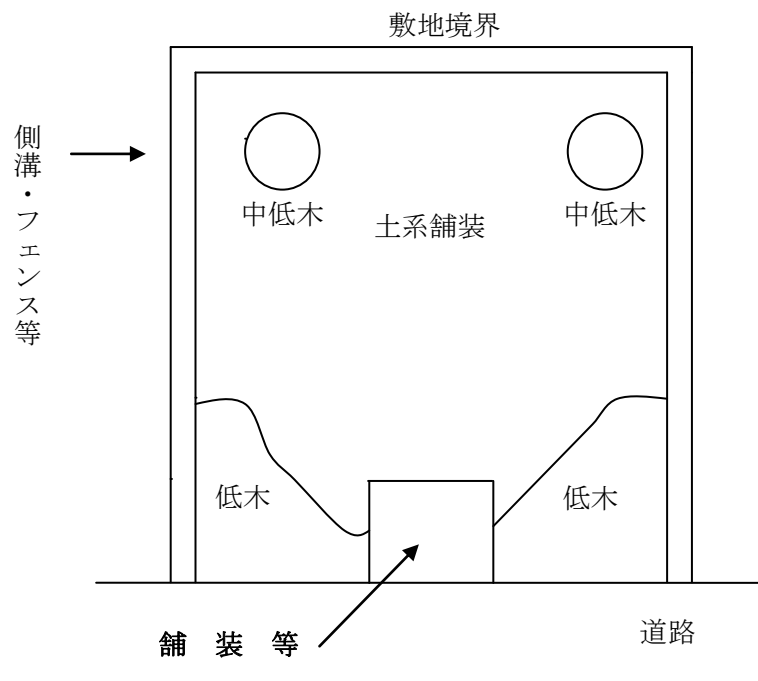
別表第2 整備基準

遊具やその他の施設(以下「施設等」という。)は、やむを得ない場合又は代替施設等を設置する場合を除き、公園等の用地面積に応じ、次の表以上の施設等を設置すること。

番号	用地面積 施設等	90 m ² 未満	90 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上
1	名称の決定	公園等の名称の決定は、事前に公園管理者の承諾を得ること。 (地名等)		
2	園名板	1 か所以上	1 か所以上	2 か所以上別途協議
3	出入口	可能な限り複数設け、敷地外へ土砂や雨等が流出しないように側溝等の排水施設を設置し、インターロッキングブロックやコンクリート等で舗装すること。		
4	周囲	隣地へ土砂や雨水等が流出しないように表面勾配をつけ、側溝等の排水施設を設置すること。また、隣地境界部は構造物で囲い、境界にプレート及びフェンス等を設置すること。		
5	広場	公園等内の広場は、土系舗装とすること。		
6	植栽地の客土	真砂 8:バーク堆肥 1:パーライト 1		

番号	用地面積 施設等	90 m ² 未満	90 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上
7	公園等に植栽する樹木等(以下「樹木等」という。)の位置	近隣環境に配慮し、育成や維持管理に影響を及ぼさないよう、また、地形や地質等に配慮した位置に計画すること。		
8	樹木や草花、芝などにより緑化された土地の面積と、公園等の用地面積の割合(以下「緑化面積率」という。)	25%以上とし、緑化面積率の算定に必要な樹木や草花、芝などにより緑化された土地の面積は、都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)第9条第1項第2号に規定する面積と合計すること。なお、樹木ごとの樹冠については、(財)日本緑化センターが発刊している「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説(第5次改訂対応版)」を参考にすること。		
9	樹木等の選定	中低木を基本とし、種類については土壌(埋め戻し土)や地下水の状況、害虫対策を総合的に検討し、市の花(キシマツツジ)や木(モミジ)等を参考に計画すること。なお、設置後1年間は枯れ木補償をすること。		
		低木 3本/m ² 以上 h=0.5m 以上	中木 2本以上 h=2.0m 以上 低木 3本/m ² 以上 h=0.5m 以上	中木 2本以上 h=2.0m 以上 低木 3本/m ² 以上 h=0.5m 以上
10	遊具 ((社)日本公園施設業協会に加入の製造業者の同等品以上)	(1) すべり台 1基以上(スペース等で設置ができない場合は幼児を対象とした遊具 2基以上とし、種類は協議による。)	(1) すべり台 1基 (2) 鉄棒 1基(スペース等で設置ができない場合は幼児を対象とした遊具 2基以上とし、種類は協議による。)	(1) すべり台 1基 (2) ブランコ 1基(木製は不可) (3) 鉄棒 1基以上 (4) (1)から(3)に代えて、(複合遊具 1基でもよい。)
11	フェンス	公園等の周囲に h=2.0m(ただし、道路側は周囲の状況により、1.5m 以上を基本とする。)メッシュフェンスとする。	公園等の周囲に h=2.0m(ただし、道路側は周囲の状況により、1.5m 以上を基本とする。)メッシュフェンスとする。	公園等の周囲に h=3.0m(ただし、道路側は周囲の状況により、1.5m 以上を基本とする。)メッシュフェン

				スとする。
12	車止め	出入口 1 か所につき 1 基以上 ポールタイプ取外式とする 南京錠(市指定のものを設置)		
13	水道施設	散水栓 1 か所以上	散水栓 1 か所以上	散水栓 2 か所以上 及び水飲み場 1 か 所以上別途協議
14	ベンチ	1 基以上	2 基以上	3 基以上別途協議
15	防火用貯水槽	その頂部と地面との距離は、原則として 1m 以上とすること。		



《 イメージ図 》

別表第 3 完成図書等の提出

番号	完成図書等の種類	縮尺	備考	部数
1	位置図	1:2,500		A3×1 部
2	丈量図(平面図)	1:250 又は 1:100	座標入り求積図、辺長を記入	A3×1 部
3	施設図(平面図)	1:100	施設名称、数量、メーカー、仕様(呼称・形式)を記入	A3×1 部

4	植栽平面図(平面図)	1:100	樹種名称、形状寸法、本数を記入	A3×1 部
5	地下埋設図(平面図)	1:100	電気、水道、排水管、防火水槽、暗渠排水管等を記入	A3×1 部
6	境界表示図(平面図)	1:100	用地界朱線、座標入り	A3×1 部
7	横断図面	1:100		A3×1 部
8	構造図	1:100	遊具等含む。	A3×1 部
9	供用開始図面	1:100	別掲様式を記入	A3×6 部
10	CAD データ		CD で提出	1 枚
11	工事写真			A4×1 冊
12	遊具保証書			
13	既確定図(写)		原本証明要	
14	筆界確認書(写)		原本証明要	

別掲様式

番号	
公園名	公園
位置	地内
図面種類	都市公園供用区域図
縮尺	
供用区域	朱線内